

国際機構法（国際機構法特別特殊講義）授業計画#2 及び予習教材

2013 年 4 月 27 日

補講：4 月 27 日（土）2 -3 限、5 月 11 日（土）2 限、5 月 25 日（土）2 限

休講：6 月 3 日（月）、7 月 1 日（月）、7 月 8 日（月）、8 月 6 日（火）

5 月 11 日（土）補講③、5 月 13 日、20 日（★重要テーマ）

テーマ 6：国際機構の国際法主体性：ICJ 損害賠償事件勧告的意見の検討

必読判例：Reparation Case（*ICJ Reports*, 1949）（4/27 授業時配布）

※英語の原文を基に授業を行います。読み始めて下さい。

参考判例：植木俊哉「国際法主体の意味と国連の法人格」『国際法判例百選』（別冊ジュリスト No.156）（2001）28-29 頁。佐藤哲夫「国際組織の法人格」『国際法判例百選第 2 版』（別冊ジュリスト No.204）（2011）80-81 頁。（4/27 授業時配布）。

参考判例：波多野・松田編『国際司法裁判所：判決と意見第 1 巻（1948-63 年）』（国際書院、1999 年）363-372 頁。

参考文献：小寺彰「国際機構の法主体性-歴史的文脈の中の『損害賠償事件』」国際法学会編『日本と国際法の 100 年第 8 巻 国際機構と国際協力』（三省堂、2001 年）55-74 頁。

参考文献：佐藤哲夫『国際組織法』第 6 章

5 月 20 日、25 日（土）補講④

テーマ 7：国際機構の権限、条約締結権：ATCM は条約締結権限を有するか

必読文献：植木「第 7 章国際組織法」（配布済み）。

参考文献：佐藤哲夫『国際組織法』第 8 章

5 月 27 日、6 月 10 日（★重要テーマ）

テーマ 8：国際機構の責任：南極条約事務局は国際責任を負うか

必読文献：植木俊哉「国際組織の国際違法行為と国際責任」国際法外交雑誌 90 巻 4 号（1991 年）48-82 頁。（5/13 授業時に配布）

必読資料：ILC, Draft Articles on the responsibility of international organizations（2011）（5/13 授業時に配布）

参考文献：黒神直純「国際機構の内部的責任について」国際法外交雑誌 101 巻 2 号（2002 年）、77-100 頁。

参考文献：植木俊哉「国連国際法委員会による『国際組織の責任』に関する条文草案の批判的考察」法学（東北大学）73 巻 6 号（2009 年）70-102 頁。

参考文献：薬師寺公夫「国際機関の利用に供された国家機関の行為の帰属問題と派遣国の責任」『現代国際法の思想と構造 I』（東信堂、2012 年）183-235 頁。

参考文献：佐藤哲夫『国際組織法』第 8 章

以上